

令和7年1月22日

令和7年1月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年1月22日(水) 午後1時30分～1時40分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	14番	小濱 邦臣			
副会長	6番	中村 正治			
委員	1番	大神 平	2番	中西 壽男	
	3番	入交 享子	4番	矢頭 周	
	5番	久保 睦子	7番	南野 悟	
	8番	吉田 公俊	9番	早川 訓男	
	10番	谷山 正昭	11番	池田 洋一	
	12番	大西 清一	13番	西林 肇	

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	西ノ坊 嘉治	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	小川 範久
第5地区	川端 稔	第6地区	森 善隆
第7地区	松本 好博		

5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	浅野 貴士	事務局次長	松下 伸弘
職員	近藤 大介		

6 議事録署名委員

7番	南野 悟	8番	吉田 公俊
----	------	----	-------

7 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
(利用権設定)に係る合意解約届出通知

8 会議の概要

議長

ただ今から、令和7年1月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、14名でありますので、会議は成立いたしております。
なお、推進委員の出席は7名であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後ほど、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、議席番号7番、南野 悟委員、並びに議席番号8番、吉田 公俊委員をご指名申し上げます。

議長

これより、付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題はないとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。
それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
松下事務局次長。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、1筆、978平方メートルについてでございます。
申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。

譲受人は市内の農家で、耕作目的で所有権を取得するため申請があったものです。

譲受人は本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

近藤職員。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、1,510平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再設定となっております。

転借人は箕面市在住の農業者で、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

矢頭委員。

矢頭委員

解除条件はついているのですか。

議長

松下事務局次長。

事務局

みどり公社の貸し借りには解除条件が必須になっております。

矢頭委員

具体的に、解除されるのはどういう時ですか。

事務局

具体的には耕作者が信義則に反する行為をした場合、勝手に又貸しをする、耕作をしない、農地を荒らしてる、近隣とトラブルになっているなどがあれば、一旦みどり公社が指導をします。もし、それで改善されなかったら最終的にはみどり公社が借受人との契約を途中で打ち切るという条件がついているというものでございます。

矢頭委員

契約時にそういう明記をしているのですか。

事務局

計画書にも、明記されていますので、それを含んでの契約になっております。

議 長

他にご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり、大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、1件。

以下、報告第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定に係る合意解約届出通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、農業委員会だより編集委員会を、2月13日、木曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、2月27日、木曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これをもちまして、令和7年1月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年1月22日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名ずみ

署名委員

署名ずみ

署名委員

署名ずみ
